ディープテック・スタートアップ支援／国際共同研究開発　Q&A

番号	カテゴリー	質問	回答
1	制度	この公募は出資を得ないと応募要件を満たしませんか。	本公募では、VC等からの出資を得ることは応募要件に含まれていません。
2	制度	NEDOのディープテック・スタートアップ支援事業との並行での応募は可能ですか。（各応募内容で、プロジェクトが異なる前提）	応募は可能です。NEDOにおいて提案内容の重複等の確認をし、不合理な重複や過度の集中が認められる場合には必要な対応を取ることとなります。
3	制度	他のNEDO補助金との併用は認められますか。	応募は可能です。NEDOにおいて提案内容の重複等の確認をし、不合理な重複や過度の集中が認められる場合には必要な対応を取ることとなります。
4	制度	大企業の完全子会社でも、中小企業の基準に該当するのであれば、このプログラムのパートナーとして活動できますか。	中小企業に該当する法人であっても「みなし大企業」に該当する場合は、提案者となることはできませんが、提案企業の委託先や共同研究先として参加することはできます。
5	制度	公募要領８ページ、補助対象者の要件⑩に「目安として創業から10年以内」とありますが、どれくらい厳格に適用されますか。また、その年数は採択の可否に影響しますか。	原則として、設立10年以内の企業であることが要件ですが、本事業はスタートアップを対象であることを前提として、ベンチャーキャピタル等スタートアップへの投資機能を有する金融機関等の法人から初めて資金調達を行ってから5年以内の企業は対象とします。
6	制度	UKのパートナーとの提案を検討しています。Innovate UK側ではJapanとのプロジェクトに最大2M EUROの予算を確保していると記載があったため、1案件最大600K EUROを踏まえると3-5件程度の採択になるのではと推測しています。日本側での予算規模や採択予定数などの目安はありますか。	採択審査基準を満たした案件は全て採択されます。
7	制度	過去にNEDOの別事業からの補助を受けています。同事業とは異なる研究テーマですが、過去の補助の有無は評価に影響しますか。	審査にあたって、採択審査基準や選考基準以外の観点については、考慮しません。
8	制度	50万円以上の設備は、NEDO資産で事業終了後買い上げとなりますか。	補助事業で取得した機械装置等の所有権は、原則として補助先にあります。なお、補助事業者の取得財産等のうち「取得価格が単価50万円以上（消費税抜）の財産」は処分制限財産に該当します。処分制限財産の扱いについては、（詳細版）「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル（P86）を参照ください。
9	制度	仮にNEDO側ですべての提案が不採択になった場合についてです。自社の提案が相手国側で採択され、NEDOで不採択となっている場合には、繰り上げ採択の可能性はありますか。	採択審査基準を満たした案件は全て採択されますので、繰り上げ採択は予定していません。
10	制度	補助事業終了後に同事業で利益が生じた場合、補助金返還の義務はありますか。	補助金の返還義務はありませんが、収益納付をしていただく場合があります。収益納付の考え方については（詳細版）「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル（P.117）、納付額の算出方法については「ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発費補助金交付規程」（様式第20）を参照ください。
11	制度	採択後、提案書に記載した開発計画や事業計画を達成できなかった場合、補助金の返還や罰則等はありますか。	研究開発事項の中断や変更に伴う補助金の返還はありませんが、不正事項などが認められた場合には返還を求める場合があります。
12	制度	学術機関が共同研究先などに含まれる場合、定額補助は適用されますか。	本事業では定額補助は適用されません。
13	制度	委託先、共同研究先は、交付決定後に増えても構わないですか。	提案書に記載されている体制で審査し、交付決定されます。事業開始後の大幅な変更は認められません。
14	制度	現段階でIPOを目指して準備している場合は、応募は不可ですか。	予定されているIPOの時期によります。事業実施中に上場した場合には、要件を満たさないこととなりますので、NEDOは事業中止等を決定できるものとしています。
15	制度	対象国は将来的に増えていく可能性はありますか。	2025年度はこの15カ国で追加はありません。EurekaのGlobalstarsのスキームを活用する公募の場合は、Eureka加盟国の範囲内で公募毎に対象国の構成は異なる見込みです。
16	制度	2026年2月に補助対象事業を分社化する予定でいますが、応募後に法人が変更する場合でも応募可能ですか。	個別の事案となりますので、別途「相談フォーム」を用いて質問をメールで送付ください。
17	制度	応募受理数から採択となる採択率は例年何%程度ですか。	2023年度公募では、18件の提案に対し、最終的に3件が双方の国で採択となりました。 2024年度公募では、23件の提案に対し、最終的に4件が双方の国で採択となりました。
18	制度	本事業の予算規模、もしくは採択予定数を教えてください。	本補助事業の事業期間全体の予算総額は20億円です。 2025年度は採択審査基準を満たした提案は全て採択する予定です。
19	制度	事業期間中は月次や年次のレポートなどの報告義務はありますか。	年度ごとに実績報告書提出の義務があります。また、四半期ごとの進捗確認を行います。
20	制度	短期集中で、1年間で本事業を完了させることは可能ですか。	提案は可能ですが、過去の実績から1年は短いと考えられます。最終的な研究開発目標を達成するために、少なくとも1.5年～2年を推奨します。
21	制度	本事業の公募は年1回の実施ですか。	2025年度は、今回の公募のみです。
22	制度	本年度の公募で日本側事業者が審査通過したものの相手国側事業者が不採択であった場合、翌年度に相手国側事業者が再度応募・採択されたら、自動的に日本側事業者が採択されるなどの取り扱いはありますか。	本補助事業は公募毎にNEDOと相手国側の研究開発・イノベーション支援機関の両方で同時に採択されることで補助が確定し、片側のみの採択結果が次回以降の公募へ持ち越されることはありません。次回公募に前回公募と同じ体制で再度提案することは可能です。
23	制度	開発拠点は、日本または相手国どちらでもいいですか。	応募要件に「主要な研究開発拠点を日本国内に有すること」、また「主任研究者が日本の居住者であること」という項目が含まれていますので、日本側事業者の研究開発拠点は日本となります。日本側事業者が海外の第三者を委託先や共同研究先とする場合は、研究開発の一部を海外で実施することが想定されます。また、相手国側事業者との間の双方技術の融合検証等のため研究開発の一部を海外で実施することも想定されます。
24	制度	日本側の事業開始と、相手国側の事業開始のタイミングは同時となるのでしょうか。 具体的には、採択後に両国それぞれで交付決定に向けた手続きが進む中、相手国側が先に交付決定の手続きが終わった場合、日本側の完了を待つ必要がありますか 。	両国の交付決定は原則同時期を目指しますが、手続きの進捗に差が出る場合があります。補助開始日がずれてしまった場合でも、両企業間で結ぶCAの期間内であれば、事業開始いただくことは可能です。
25	制度	一方の国で交付決定が終わっていなくとも、CA締結済みであれば事業開始可能とのことでしたが、その場合CA期間であれば経費（交付決定が終わっていない国において）は補助対象となりますか 。	CA締結後でも交付決定前に発生した経費は補助対象外です。
26	制度	本事業への応募にあたって、共同研究先に本邦の大学等が共同研究先として参画することが必須要件になりますか。	本邦の大学等が共同研究先として参画することは必須ではありません。企業単独での応募も可能です。
27	制度	相手国側から、「プロジェクト期間を１年間にしたい」という打診を受けています。原則２～３年ということだが、１年間でも応募可能ですか。	1年間での応募は可能ですが、過去の実績からは短いと考えられており、2～３年程度が推奨されています。
28	制度	事業開始は2026年7～8月を予定とありますが、この時期を起点にすることは必須ですか。	原則として事業開始は2026年7月～8月が起点となります。それ以降の時期での開始が必要な理由があれば、提案書等でご説明ください
29	制度	公募要領に応募要件として「申請時点で創業から長期間経過していない企業であって、大きく事業の成長を図ろうとする企業（目安としては、申請時点で創業から10年以内であること）。」との記載があるが、10年以上経過している企業、例えば、創業20年や25年の場合は、対象外となりますか。	原則として、設立10年以内の企業であることが要件ですが、本事業はスタートアップを対象であることを前提として、ベンチャーキャピタル等スタートアップへの投資機能を有する金融機関等の法人から初めて資金調達を行ってから5年以内の企業は対象とします。このため創業20年や25年は本公募応募要件には該当しません。
30	制度	相手国以外の国の事業者や大学を、日本側事業者(当社)の共同研究先または委託先とした体制で申請することは可能ですか。	相手国以外の国の事業者・大学が日本側の共同研究先または委託先として参画することは可能です。なお、補助先に対する応募要件として「主要な研究開発拠点を日本国内に有すること」、また「主任研究者が日本の居住者であること」という項目が含まれていますので、日本側の企業の研究開発拠点は日本となり、主たる研究開発活動も日本で実施されることを要件としております。 また、共同研究費および委託費の合計額は、NEDOから補助先への補助対象費用の50%未満である必要があります（事務処理マニュアルP84）。海外との共同研究費および委託費の合計が補助対象費用の50%未満となる体制であるかご確認の上で応募ください。
31	制度	公募要領に、交付決定を受けた事業に、学術研究機関または事業会社との共同研究が含まれる場合は、交付決定後 30 日以内に、その共同研究に係る契約書の写しを NEDO に提出してください。とあるのですが、学術研究機関の定義はありますか？国立研究機関であれば問題ないですか。	学術機関等とは、国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関を指します。共同研究先に国立研究機関が含まれることは問題ありません。
32	制度	その他のDTSUの補助金との併用は可能でしょうか。具体的には、DTSU（STS）も申請予定です。	他のNEDO事業との併願申請は可能です。ただし、同一目的・内容での重複補助は不可です。
33	制度	日本側事業者の適格要件として「企業の売上高に対して研究開発費5%以上」という条件がありますが、会計処理上「研究開発費」といった項目がない場合どのような証明が必要ですか。	基本的には直近の決算報告書から売上高研究開発費割合を算出ください。決算上、研究開発費としていない場合は、提案時提出書類「申請者情報」（別添3)の 8.-(8)「売上高に対する研究開発費」の項目で該当する費用の割合についてご説明ください。
34	制度	「国際共同研究開発」ではないDTSU（STSなどの）事業の場合、自己資金1/3は所定の期間内にVC等の出資として得ることという縛りがあると理解しています。本事業にはこの出資に関する縛りはありますか。	本事業では、自己資金1/3に関してVC等からの出資による調達は必須ではありません。
35	制度	建設用3Dプリンターの事業はロボティクスとして「経済産業省所管の鉄鋼業技術」に該当すると考えてよいでしょうか。	経済産業省所管の鉱工業技術に関し、建設用3Dプリンターは、ロボティクス分野に含まれると考えて差し支えありません。自動化技術やロボット制御を活用するため、該当します。
36	制度	一度上場して、現在未上場となっている企業は対象になると考えてよいでしょうか？	一度上場し現在未上場となっている企業も応募対象となります。現時点で未上場であることが条件です。
37	制度	応募するスタートアップから大企業への再委託は可能でしょうか。	交付先となるスタートアップから大企業への再委託（コンソーシアムに入り委託）は可能ですが、委託先の役割や費用配分を明確にする必要があります。委託先への費用配分は補助対象費用全体の50%未満となります。
38	制度	外資の国内企業も対象でしょうか。	対象となりますが、日本国内に法人格を有していることが必要です。
39	制度	経済産業省所管の鉱工業技術について、医療機器でなくとも、医療機器化を前提としたヘルスケア技術や、医療機器化のための開発・応用の取組であれば該当しますか。	医療機器でなくても、医療機器化を前提としたヘルスケア技術やその開発・応用の取組は、鉱工業技術に該当します。
40	制度	経済産業省所管の鉱工業技術のなかには航空宇宙等がありますが、衛星を利用した通信、衛星コンステレーション技術は対象になりますか。	対象になります 。
41	制度	応募要件にある「売上高研究開発費割合が5%以上」という条件について、補助事業期間中の売上高がゼロの場合、応募要件を満たさないことなりますか？	基本的に直近３年間の決算報告書から売上高研究開発費割合を算出ください。決算上、売上高が発生していない場合は、提案時提出書類「申請者情報」（別添3)の 8.-(8)「売上高に対する研究開発費」の項目でその事情をご説明ください。
42	制度	AIソフトウェアエンジン開発のR＆D研究開発は対象になりますか？ ICT産業です 。	対象範囲となります。

ディープテック・スタートアップ支援／国際共同研究開発　Q&A

番号	カテゴリー	質問	回答
43	制度	未上場が資格であるとのことですが、グロース市場に上場済みで昨今のグロース上場企業基準から今後さらなる成長を目指す場合も一切不可、とのことでしょうか。条件付きでの申請有資格可能性はありますでしょうか。	申請時点で未上場であることが要件です。事業期間中に上場した場合は原則事業終了となります。
44	制度	相手国の申請書と日本側での申請書のアライン（一致）についてどのように捉えればよろしいでしょうか。つまり、目的や技術的マイルストーン、など共通項は全く同じ内容であるべき、また予算使途も全く同じものを提出する（言語のみの違い）ということでしょうか。	日本側と相手国側の申請書は、目的や技術的マイルストーンなど共通項を一致させることが望ましいですが、完全に同一である必要はありません。各国の公募要件に沿って記載してください。
45	制度	医療機器開発において、機器開発は日本、臨床での実証を相手国で実施、とするような内容は対象となりますか？	相手国で臨床実証だけを行うことは本事業で想定する共同研究となりません。相手国側の実施内容においても研究開発要素が必要となります。
46	制度	来年度などのラウンドで公募はある予定でしょうか。	公募期間は23年～27年度までを予定していますが、来年度の公募の詳細は未定です。
47	制度	予算額20億とは、今回のラウンドでの予算額ですか。それとも、2023-2031での予算ですか。さらに、事業期間が2031までということは、5年程度の提案でもOKですか。あるいは次の募集ラウンドがあるのでしょうか。	5年間で20億円の予算です。公募期間は23年～27年度までを予定していますが、来年度の公募の詳細は未定です。
48	制度	今回の共同研究で医療機器の場合どれほどのマイルストーンを求められるのでしょうか。	NEDO側での指標となるものは設定していません。相手国企業との協議で計画ください。
49	制度	日本企業は日本研究機関と共同研究するのでしょうか。それとも相手国の企業と共同研究するのでしょうか。	日本側体制に研究機関が含まれている必要はありません。本事業は日本企業が海外との共同研究開発を支援する制度です。
50	制度	相手の事情により、期間がNEDO推奨の2-3年よりも若干短くなる場合は問題ありますか。　その期間で事業完結できる前提で計画は組みます。	事業期間は目安ですので、提案可能です。
51	制度	海外で基礎が作られたデバイスを日本企業のアイデアで日本の大学等で実験をするのはいいのでしょうか。	シーズは海外発でも問題ありません。ただし日本側でも研究開発要素は必要です。
52	制度	本事業においては、相手国側と弊社が同時期に事業を開始し、並行して事業を進める必要があるのでしょうか。それとも、全体の事業期間が2年間であれば、例えば弊社は事業開始から6か月後に実質的な事業開始となるような計画でも問題ないでしょうか。	原則として同時期の開始が望ましいです。事情があり開始がずれる場合には、提案書でその必要性や妥当性を説明ください。
53	制度	資本金が一時的に増資されているため基準を超えているが、減資が決定している場合に応募は可能か。	要件上は従業員人数または資本金額のいずれかを満たしていれば問題ありません。
54	制度	消費税は補助対象外とのことですが、NEDOから委託費用が支払われる際には、補助対象経費に消費税を加えた額が支払われるのでしょうか。	NEDOから支払う補助金は、すべて消費税を除いた額となります。NEDOから補助先へ補助金を支払い、そのうちの委託・共同研究経費を、補助先から委託先・共同研究先へお支払いいただく必要があります。
55	制度	1社が2つ以上のプロジェクトを提案することはできますか。	複数提案は認めていません。
56	制度	設立から約20年が経過しています。一般的な銀行融資も、設立年数の例外に係る「資金調達」に含まれますか？	原則として、設立10年以内の企業であることが要件ですが、本事業はスタートアップを対象であることを前提として、ベンチャーキャピタル等スタートアップへの投資機能を有する金融機関等の法人から初めて資金調達を行ってから5年以内の企業は対象とします。このため創業20年は本公募応募要件には該当しません。
57	制度	個別の事前相談は可能ですか	可能です。公募ページからダウンロードできる相談フォーマットにご検討中の計画等の必要事項を記載し、メールで送付してください。
58	制度	「設立10年以内」という応募要件は、いつの時点で判断しますか。	応募時点で設立10年以内であることが必要です。
59	制度	補助金の上限1億円は、年間1億円ではなく、3年以内の事業期間全体で合計1億円という理解でよいですか。	ご理解のとおりです。事業期間全体で上限1億円です。
60	制度	本事業終了後、成果を次のスケールアップにつなげるステージゲートや、次のNEDO補助・補助事業につながる仕組みはありますか。	本事業にはステージゲートを設定しておらず、本事業終了後に直接つながる事業も設けていません。しかしながら、ディープテック・スタートアップ支援基金には、さまざまな補助制度がありますので、次のステージで活用可能な制度があればご応募ください。
61	制度	Horizon Europeとの違いを教えてください。	Horison Europe の制度、仕組み等の詳細について当事務局は承知しておりませんので、本事業との違いについて適切に回答はできません。Horison Europeについては、NEDOホームページ下記リンクでも紹介しております日欧産業協力センターの特設サイトをご確認ください。 https://www.nedo.go.jp/news/other/Z1GI_00030.html
62	制度	応募要件を満たさず直接応募できない企業でも、共同研究先として参加できますか。	応募要件を満たさない企業であっても、共同研究先または委託先としてプロジェクトに参画することは可能です。その場合、NEDOから支援される補助対象経費のうち、委託費・共同研究費はプロジェクト総額の50%未満とする必要があります。
63	相手国	このコファンドプログラムについて相手国側事業者に説明したいが、それぞれの国の研究開発・イノベーション支援機関の名称と公募サイトはどこで確認できますか。	Eurekaの公募ページが開設され次第、公募ページに掲載します。
64	相手国	公募説明会での説明スライドの英文資料はありますか。	申し訳ありませんが、公募説明会の英文資料はありません。 公募ページに記載の「DTコファンド広報資料」に英文資料を載せておりますので、ご利用ください。
65	相手国	相手国側事業者を選定した理由を提案書類に記載する必要はありますか。	提案書に相手国側事業者の選定理由やその選定過程を記載する必要はありません。応募にあたっては各事業者の役割分担を明確にし、その内容を簡潔に提案書に記載ください。
66	相手国	日本の大企業の海外子会社は、相手国側事業者として提案できますか。	日本の大企業の海外子会社が相手国側の研究開発・イノベーション支援機関の支援対象となるかについては、各国の応募要件が国によって異なりますので、当該子会社から直接、相手国の研究開発・イノベーション支援機関にお問い合わせください。
67	相手国	共同研究で生じる知的財産権は、相手国側事業者と共有しなければならないでしょうか。	生じる知財の取り扱いに関してNEDO側に規定はありません。ただし、知財の取り扱いについて、提案者と相手国側事業者で相談の上、共同研究契約（CA）に記載してください。
68	相手国	CAにおける知財の扱いや他オブリゲーションについて、基本的に両国申請事業者同士での自由協議になると考えていいですか。	知的財産権の取り扱い等については、両国の事業者間で交渉ください。NEDOは、知的財産権の取り扱いがCAに記載されていることを確認いたします。
69	相手国	日本側事業者と相手国側事業者が親子関係の企業あるいは関連会社でも提案は可能でしょうか。	日本側事業者と相手国側事業者は、それぞれ独立した企業である必要があります。関連会社との関係性や提案内容によるところもありますので、個別に「相談フォーマット」をご利用のうえご相談ください。
70	相手国	相手国先企業等には、大学なども含まれますか。	相手国側事業者の要件は各国で異なりますが、企業は含まれている必要があります。相手国側の研究開発・イノベーション支援機関によっては大学が提案者に含まれていることが可能な場合もあります。相手国側の研究開発・イノベーション支援機関の要件をご確認ください。
71	相手国	相手国側企業の応募要件も未上場の中小企業となっていますか。	相手国側の研究開発・イノベーション支援機関の要件は各国で異なり、上場企業や大企業が提案できる国もあります。
72	相手国	すでに相手国側企業と共同研究契約を締結済みの場合でも応募可能ですか。	応募可能ですが、今回の提案内容に沿った契約となっていることを確認の上で提出ください。
73	相手国	相手国側企業との適切な補助金額のバランスはどのように決まりますか。3:7までが適正と判断されるとの説明ですが、5:5でも問題ないですか。	補助対象費用全体の割合で換算され、3:7の割合以内での配分が認められます。5:5であれば、よりバランスがとれた提案となります。
74	相手国	相手国側事業者との補助金のバランスについて、日本側事業者が1億円、相手国側事業者が1億円の応募は問題ないですか。	問題ありません。
75	相手国	相手国側事業者との共同研究契約の内容について、分担割合などの制限は設けられていますか。	共同研究の実施体制の妥当性（役割分担は明確であるか、バランスは確保できているか等）は採択審査基準に含まれています。
76	相手国	提案書には相手国側事業者の技術説明も記載が必要ですか。	提案書には、共同研究の内容について適用技術の概要を記載する項目がありますので、相手国側事業者の技術についても概要を記載ください。双方の優れた技術を掛け合わせた相互補完的な共同研究となっているかは、審査の対象となります。
77	相手国	日本側企業が保有する製造技術について、相手国側企業で量産技術を確立する、というような座組は可能ですか。	提案することは可能です。但し、日本企業側がコア技術を持っていることで採択審査基準を満たし採択されたとしても、相手国企業側の量産技術が相手国側公的機関に採択されるかどうかは分かりません。相手国側にもコア技術開発要素が含まれることが望ましいです。
78	相手国	相手国との共同研究開発ですが、私が既に開発した物については特許(PCTも含め)出願し、受理されておりますが、この場合権利関係で問題は発生するでしょうか。	相手国側企業と締結するCAで知財関連についても含めて協議いただき、明記いただく必要があります。既存技術を活用する場合でも、新たな技術的挑戦や付加価値の創出の可能性がある場合、十分留意のうえCAを締結ください。
79	相手国	CAはいつまでに締結される必要がありますか。	採択通知後3カ月以内の締結としています。
80	相手国	Consortium Agreementの雛形はありますか。	雛形はありませんが、CAの内容としては、相手国側企業と実施する研究内容、事業期間、役割分担、また知財の扱いになどを記載いただくものです。プロジェクトに適した契約書を準備ください。なお、応募にあたって相手国側企業等との共同研究契約書（CA）のドラフトについて知的財産面でのアドバイスを得たい場合は、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の「海外展開知財支援窓口」あるいは「スタートアップ知財支援窓口」へご相談ください（ドラフトの代理作成、相手国側企業等との交渉の同席等は不可）。
81	相手国	相手国側企業の申請書はEureka様式のみですか。	相手国側企業は、Eureka様式に加えて、相手国側公的支援機関の様式による提案書の提出が必要です。
82	相手国	「海外の相手企業」が「上場企業」の場合は、今回の補助対象事業として、該当しないでしょうか。	相手国側が大企業であるかはNEDOの本公募では要件としておりません。なお相手国の補助先はそれぞれの国の規定よります。国により提案者となる事業者の要件を大企業、中小企業、その他研究機関など、それぞれ定めています。Eurekaの公募テキスト（下記リンク）において、カナダ、フランスなど補助先に大企業が含まれてない国もあります。 https://www.eurekanetwork.org/wp-content/uploads/2025/11/globalstars-japan-2025.pdf
83	相手国	相手国のco-found先は、Eurekaのプラットフォーム内で紹介されている企業や学術団体とは限らない理解でよろしいでしょうか。	相手国側企業を支援するのは、Eurekaプラットフォームに掲載されている公的支援機関が行います。支援先として、企業以外に学術機関や研究機関が対象となるかは、各国が設定する要件によります。
84	相手国	成果の商用化にあたり、権利はどうなるのでしょうか。	相手国側企業と協議ください。権利についてCAなど規定することも有効です。NEDOでは成果の権利については関与しません。
85	相手国	相手国側企業も日本側企業と同様に内容と役割分担を決定し、相手国側の補助金に応募するタイミングと、日本側の応募締め切り日はタイミングとして合致していますか。	応募締切日までに相手国側企業と共同研究内容と役割分担を確定し、合意形成することが必要です。応募締切日は全参加国で共通の日程です。
86	相手国	事業途中の評価において、日本企業と海外パートナー研究機関はどのような作業を行うのでしょうか。	事業開始前に実施計画書を作成し、提出いただきます。計画書内では相手国側企業の役割も記載し、定期的に事業全体の進捗を確認いたします。NEDO他事業で実施されるステージゲート（SG）などの中間評価はありません。
87	相手国	相手国企業との補助金額のバランスは、費用の積み上げ試算に基づき決めるのが適切でしょうか。	補助金額のバランスは補助対象費用全体の割合で換算され（特に積み上げの観点を要件としない）、3:7以内であれば認められます。5:5であればよりバランスが取れた提案とされます。

ディープテック・スタートアップ支援／国際共同研究開発　Q&A

番号	カテゴリー	質問	回答
88	相手国	共同研究先企業と相手国側企業の間に資本関係（共同研究先企業の完全子会社が相手国側企業）があるのは問題ないですか。	国際共同研究を支援するプログラムであることから、国際協力によるシナジーを生み出すことが期待されます。入り口の要件では排除されませんが、審査においてはこうした観点で審査されます。
89	相手国	CAに関しては、申請前に締結完了する必要がありますか。	申請前にCA締結完了は不要です。提案時にはドラフトを提出ください。正式なCAは採択通知後3カ月以内に締結してください。
90	相手国	相手国「企業」とありますが、別に相手国の非営利の研究機関のようなentityでもOKなのでしょうか。	相手国側の応募要件によります。当該国の要件で非営利研究機関による申請が可能な場合は問題ありません。
91	相手国	海外側の相手が非営利研究機関ですが、申請可能ですか。	相手国側の応募要件によります。当該国の要件で非営利研究機関による申請が可能な場合は問題ありません。
92	相手国	事業コストは3:7～7:3との事でしたが、共同研究のノウハウを持っているのがほぼ海外企業側でも良いのでしょうか。	日本側企業、相手国企業において技術研究開発要素が含まれることが必要です。
93	相手国	相手国企業ですが、一か国の一社でよろしいでしょうか。それとも二社か三社と連携したほうが望ましいでしょうか。	相手国側の要件によります。NEDO側は相手国側企業が複数の体制でも問題ありません。
94	相手国	相手国企業もSMEが望ましいでしょうか。	相手国側の応募要件によります。
95	相手国	パートナー企業を選定中ですが、パートナー企業を見つける際、日本側でいうNEDOに該当する相手国側の該当機関とプログラムに関して、相手国パートナーにはどのサイトや情報をご提供すべきでしょうか？ 相手国側の機関に関する情報はどこで閲覧可能かという意味です。	EUREKAのページ（https://www.eurekanetwork.org/programmes-and-calls/globalstars/globalstars-call-with-japan/）または、本公募説明会資料の参考ページをご確認ください。
96	相手国	海外の研究支援機関とはどのような機関をさしますか。	公的イノベーション支援機関等、海外のNEDOと同等の政府機関を指します。
97	相手国	相手国側の参加者は企業である必要がありますか。大学の研究室等でも対象になりますか。	相手国側の要件は国によって異なります。企業以外でも応募可能な国もありますので、相手国側の公的支援機関にご確認ください。
98	相手国	日本側と相手国側の事業費の割合を3対7から7対3の範囲にするとのことですが、為替変動について、基準となる通貨や為替レートは決まっていますか。	Eurekaのアプリケーションフォームに事業費を入力すると、各国・各企業の事業費がプロジェクト全体の何%を占めるかが算出されます。その数字を参考にしてください。
99	相手国	日本法人が応募し、相手国側は自社の現地法人が応募する形でも問題ありませんか。	日本企業の現地法人が相手国側で応募できるかどうかは、相手国側の応募要件によりますので、相手国側の公的支援機関に確認してください。日本法人と相手国法人に資本関係がある場合については、要件上ただちに排除されるものではありません。ただし、本事業は本来、独立した海外企業との共同研究開発を支援する趣旨であるため、その観点も含めた審査となります。
100	相手国	NEDO側で採択されても、相手国側では不採択になることがありますか。	あり得ます。NEDO側のみの採択の場合はコファンドが成立しないため、最終結果として不採択となります。
101	相手国	今回の対象国以外の国、またはGlobalstarsの今回の公募に参加していない国の相手先との共同研究開発は申請できますか。	参加国以外の国との共同研究開発を申請することはできません。
102	相手国	複数の国と、それぞれ別のプロジェクトで本事業に応募することはできますか。	1社による複数提案はできません。
103	相手国	Eureka加盟国ではあるものの、Eureka Globalstarsサイトへの登録状況が申請条件に入るかについて教えてください。	Eureka のSmartSimple（オンラインアプリケーション）の登録は必須です。一方でEureka Globalstars Japan b2match pageの登録は任意です。
104	対象費用	金型や映像素子等の材料費は経費対象となりますか。材料費が経費となる場合、金型所有権は補助対象経費に影響しますか。	補助事業の遂行に必要な場合は、経費に計上することが可能です。補助先が当該金型の所有権を有することが前提となります。
105	対象費用	補助金申請に係るコンサル等の事務委託費は、補助対象経費に計上できるでしょうか。	補助金申請は補助事業に該当しないため経費に該当しません。補助事業に係る委託費、共同研究費は経費に計上することが可能です。
106	対象費用	事業計画変更した際には補助金額も増減しますか。	補助事業の計画変更にはNEDOの承認が必要です。計画変更承認に伴い、補助金の額や期間の変更もあり得ます。
107	対象費用	設備として中古の機器も補助対象となりますか。交付決定前にリース等を開始すると対象外となりますか。	補助事業に必要な機器の購入費等は、経費に計上できます。経費計上を認める期間については、（詳細版）「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル（P.25）を参照ください。
108	対象費用	レンタルラボのリース費用等も採択決定以後の新規契約でないと対象外ですか。	経費計上を認める期間については、（詳細版）「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル（P.25）を参照ください。
109	対象費用	海外で行われる学会や展示会への参加費用は補助対象となりますか。	補助対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。渡航先や目的などを確認します。
110	対象費用	日本側スタートアップが、co-found先国内に支社又は子会社を作ってラボを借りるなどを実施することが共同研究の遂行に寄与する場合、補助対象費用として認められますでしょうか	海外に支社や子会社を設立しラボを借りる費用は、共同研究遂行に必要であれば補助対象として認められる可能性はあります。補助対象事業遂行にのみ必要となる設備か等、事前に詳細な確認が必要となります。
111	対象費用	治験を経ての、医療機器の日本での薬事申請等は入りますか。	医療機器の製品化に必要な認証取得や薬事承認申請等の費用について、可能な範囲で提案書にご記載のうえ、採択後にNEDO担当者と相談ください。
112	提案書類	CAは、提案書提出時点で必要ですか。	提案書提出時点では、CAドラフト（英文）で構いません。CAのドラフトまで合意できていない場合は、秘密保持契約や相手方と調整中の文書の提出も可能です。
113	提案書類	申請時の財務状況はどのような基準が必要ですか。	補助事業を遂行する財務状況にあるかを確認します。
114	提案書類	3期分の決算書が揃わない場合は事務局に相談との事でしたが、メールで連絡すればいいですか。	問い合わせ先メールアドレス宛にお問い合わせください。
115	提案書類	相手国側事業者との共同研究契約は応募時までに締結している必要がありますか。	共同研究契約の締結は採択後で問題ありません。応募の段階では署名前のドラフトや、その前段階の秘密保持契約や両社合意文書の提出でも構いません。
116	提案書類	e-RAD登録は日本側企業のみですか。	e-RAD登録は本事業に補助を受ける日本側企業のみが対象です。相手国側企業は登録不要です。
117	提案書類	NEDO様式には日本側企業の担当部分のみを書くのだと思いますが、全体構想はどこに書くのでしょうか。Eureka様式にその欄があるのでしょうか。	Eureka様式に全体構想や相手国側企業との役割分担を記載いただきます。また、NEDOの提案書にも全体の体制図や時系列の役割等、一部相手国側の活動内容を記載する箇所があります。
118	提案書類	知財保護の観点でドラフトレビューが入るとのことですが、レビュー内容はどういったものでしょうか。厳しい制約があるのでしょうか 。	ドラフトレビューは、知財保護の観点から公開情報や権利化前の技術が含まれていないかを確認します。また、相手国側企業と権利面での合意内容など、知財の取り扱いについて確認いたします。厳しい制約等は設けていません。
119	提案書類	EurekaのHP（日本）に研究開発費に関する記載がありました。現在、R&D活動を行っていないが、この支援を機にR&D活動を行う、という場合、申請することができますか。	公募要領の２の応募要件⑪において、「事業成長のために研究開発投資を積極的に行っている企業であること（目安としては、売上高研究開発費割合が5%以上の企業であること）」を要件としているため、現状でR＆D活動を実施していない企業は対象となりません。
120	提案書類	日本側で応募するスタートアップは、対象国の企業又は学術機関の中でCA締結を前提として議論を進められる共同研究先を探し、共同研究の内容とお互いの役割分担を確定する必要があると理解しております。応募締め切りまでに、これら全てを済ませて応募内容に反映することが必須と理解してよろしいでしょうか。	応募締切日までに、CA締結を完了している必要はありませんが、CA締結を前提とした合意形成を済ませる必要があります。正式なCAの締結は採択通知後３カ月以内に実施いただきます。
121	提案書類	提出書類ですが、共同研究先、共同提案者につきましても、研究者主任経歴書、ワークライフバランスに関する認定書類、賃上げ表明書等提出が必要なものはありますでしょうか。	主任研究者研究経歴書は共同研究先や委託先も含めて提出が必要です。ワークライフバランス認定書類や賃上げ表明書の提出は提案者分のみが必要です。
122	提案書類	e-Radへの登録は、共同提案者、共同研究先であっても必要となりますでしょうか。	提案時は提案者のみの登録が必要です。共同提案の場合には、代表となる事業者がまとめて登録を行ってください。事業開始後に共同研究先や委託先の情報の入力についてご協力いただく場合があります。
123	提案書類	申請書の中の、「共同提案者」とは、海外の機関のことでしょうか？それとも、日本側での共同提案者でしょうか？	「共同提案者」とは日本側体制に提案者として含まれる中小企業を指します。
124	提案書類	提出段階におけるCAのドラフトはどの段階までできていればよいのでしょうか。勿論、知的財産権の取扱いは記載は必須として、提出後内容がやや変わってもよいのでしょうか。	完全に協議が済んでいる必要はありません。前段階のNDA等の提出でもドラフトして提出可能です。
125	提案書類	相手国企業との協議はどの程度進んでる必要がありますか。本件採択の結果次第もあるので、あまり進め過ぎたくない背景もあります。	提案書において計画は具体的に記載されていることが望まれます。
126	提案書類	申請のプロセスについてですが、日本側と海外の申請が同時進行でしょうか。それとも、海外側の提携先がすでに何かしらの申請プロセスを完成すべきでしょうか。	公募締切日は参加国全体の共通日です。国によっては事前手続き等の別途締切日を設けている場合があるので、相手国側企業から相手国側機関への確認をすることをお勧めいたします。
127	提案書類	NEDOへ提出する日本側の提案書と、相手国企業が相手国の公的支援機関へ提出する提案書は、内容が完全に同一で、翻訳した関係になっている必要がありますか	各国がそれぞれ提案書の記載内容を設定しているため、完全に同一にすることは難しいと考えています。ただし、プロジェクトの体制やワークパッケージなど、共同研究開発の主要な内容については一致させる必要があります。
128	提案書類	コンソーシアムアグリーメントは、いつまでに締結する必要がありますか。	採択通知の発出から3カ月以内に締結する必要があります。また、提案時にはコンソーシアムアグリーメントのドラフトを添付する必要があります。
129	分野	ブロックチェーンはディープテックの対象になりますか。	公募要領5ページ記載の「（2）補助対象事業」に記載の要件を満たせば、補助の対象となるとお考えください。提案内容によるところもありますので、個別にご相談ください。
130	分野	共同研究の内容が原子力技術ではないが、企業自身が原子力技術を扱う場合は、応募可能ですか。	応募可能です。
131	分野	農業での栽培システムの共同開発・研究は対象になりますか。	対象範囲となります。
132	分野	繊維のリサイクルは公募対象に該当しないでしょうか。	対象範囲となります。
133	分野	半導体工場建設に有効な建築工法開発ですが、これは研究テーマとして良いですか。	対象範囲となります。
134	分野	AIを使った医療に関するアプリ開発も対象になりますか。	対象範囲となります。
135	分野	フードテック、新食品素材の開発はスコープに入りますか。	対象範囲となります。
136	分野	外国側のノウハウが先端バイオ領域、国内（当社）側は菓子食品の製造ノウハウ（製法特許は出願中ですが、NEDO指定分野に該当していない）という共同研究は対象になりますでしょうか。	対象範囲となります。
137	補助金	補助開始から当該年度末（3月末）までの費用について概算払いを申請した場合、補助金の受け取りはいつですか。	3月末までの労務費と、3月末の時点で支払いが完了している経費が年度末の概算払いの対象となります。補助金の受け取りは翌年度の5月以降となります。
138	補助金	事業開始後に、何らかの理由により共同開発が中止となった場合には、それまで使用した経費に対して、一部でも支払いは行われるのでしょうか。それともゼロになるのでしょうか。	事業途中で中止となった場合、それまでに適正に使用された経費は精算されます。
139	補助金	公の研究機関への委託費についての補助率は100%でしょうか。	補助率は補助対象費用の2/3であり、そのうち委託費や共同研究費は、補助対象費用の50%未満である必要があります。
140	補助金	補助金額の上限1億円／件とは、日本側の金額ですか？	日本側で実施する研究開発費用に関する補助金の上限額が１億円／件です。
141	審査	審査の観点で、相手国側の開発要素の新規性、優位性も評価点に考慮されますか。それとも、NEDOの審査においては、あくまでも日本側の開発要素しか考慮されないですか。	NEDOは日本側事業者の提案のみを審査します。相手国側事業者の技術内容等の審査は行いませんが、共同研究の必要性、有効性は審査の対象となります。

ディープテック・スタートアップ支援／国際共同研究開発　Q&A

番号	カテゴリー	質問	回答
142	審査	日本側事業者は審査に通過しても、相手国側事業者が落ちるケースはありますか。審査は独立して行われるが、結果は双方が通過しなければならないのでしょうか。	はい、日本側事業者が採択、相手国側事業者が不採択となる場合もあります。日本側と相手国側の審査は独立して行っており、双方で採択される必要があります。
143	審査	CA締結前提で議論を進める先と関係性を保持し、PJ開始前に出来ることを進めることを目的として共同研究契約よりも初期に締結するような、NDAやMTAの締結が本事業採択要件に影響を及ぼすことはありますか。	NDAやMTAの締結は採択要件には影響しません。共同研究契約とは別扱いで、事業開始前の準備として認められます。
144	審査	審査については各国で独立して行われるのでしょうか？　それとも審査側で連携して行われるのでしょうか？	審査は各国で独立して実施されます。日本側はNEDO、相手国は各国の機関がそれぞれ審査します。
145	審査	3月下旬のプレゼンテーション（対象者のみ）は、日本側の機関のみ参加でしょうか。海外の機関も参加ですか。その場合は、言語は何でしょうか。	NEDOは日本側企業による申請内容を審査しますので、日本側企業によるプレゼンテーションを依頼いたします。
146	審査	SME要件への適合可否について、応募前に事前確認が可能かどうか、また可能な場合の確認方法および想定される回答までの期間についてご教示ください。	メールでの個別相談は受け付けていますが、事前の適合可否は実施していません。
147	審査	3月下旬のプレゼンテーションは相手側の希望があった場合、当日一緒に参加してもらうことは可能でしょうか。オンライン参加も可能ですか。	相手国企業の参加は不可です。
148	審査	審査においては相手国側の申請書は審査対象ではないという認識でよろしいでしょうか。またEurekaに提出する書類についても審査対象なのかについてお知らせください。	日本側はNEDOに提出された書類で審査を実施いたします。EUREKAの記載内容は確認しますが、審査対象ではありません。
149	審査	日本側企業の財務状況について 過去の決算で赤字企業でも大丈夫でしょうか。	財務状況は審査項目の一部とご理解ください。
150	審査	申請の際の海外の提携先は1社のみに絞ってよろしいでしょうか。選定にマイナスポイントになりますでしょうか。	相手国企業が1社でも問題ありません。
151	審査	採択審査は、日本側と相手国側がそれぞれ独立して実施するという理解でよいですか。	ご理解のとおりです。NEDOは日本側企業を審査し、相手国側企業については相手国側政府支援機関で審査が行われます。
152	情報公開	過去の採択案件を教えてください。	過去の採択結果はNEDOのウェブサイトで公開しています。 2023年度　https://www.nedo.go.jp/koubo/AT093_100217.html 2024年度　https://www.nedo.go.jp/koubo/AT093_100239.html 2025年度　https://www.nedo.go.jp/koubo/CA3_100502.html 類似のコファンド形式の事業としては、2020年まで実施していたコファンド事業を参照ください。
153	情報公開	採択された場合、日本側事業者が公表されますが、相手国側事業者も開示されますか？	NEDOは採択結果公表にあたって、採択テーマと補助予定先事業者のみを公表し、相手国側事業者は公表しません。研究開発・イノベーション支援機関による公表内容は、各国によって異なります。
154	情報公開	本日の説明会のレコーディングは、後日公開される予定はありますか。	説明会の動画は公開いたしません。
155	情報公開	過去のNEDOのGlobalstarsプログラムの成果事例をWebサイトで確認できますか。	現時点では、成果発表等をWebサイトで公表していません。本事業は今年で4年目の公募となり、まだ成果発表に至っていない企業が多い状況です。一方、採択されたテーマや採択企業についてはWebサイトで公表しています。

CA:　Consortium Agreement（共同研究開発契約）
SG:　ステージゲート（NEDOが実施する中間評価）
NDA: Non-Disclosure Agreement（秘密保持契約）
MTA: Material Transfer Agreement（物質移転契約）

2026年11月4日現在